

基礎研 レター

外国人労働者と公的年金

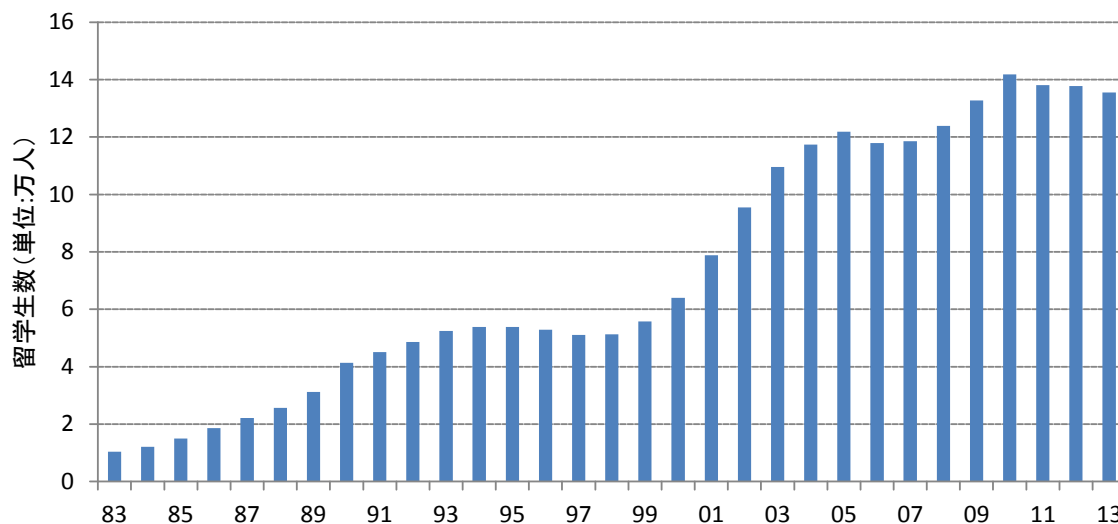
—外国人に働くインセンティブを、36ヶ月という壁の撤廃を！—

生活研究部 准主任研究員 金 明中
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1—留学生 30 万人計画

2013年5月1日現在の外国人留学生（以下、留学生）の数は135,519人で、頂点であった2010年の141,774人から3年連続して減少している。しかしながら、当時の中曽根首相が「留学生10万人計画」を発表した1983年の留学生数がわずかに10,428人であったことと比べると、かなり刮目すべき増加である。留学生の国別比率を見ると、中国や韓国がそれぞれ60.4%や11.3%を占める等アジア系が全体の91.9%を占めていることに比べて、欧州（3.2%）や北米（1.8%）の比率は低く、日本への留学生はアジアに大きく偏っている特長がある。

図1 留学生の推移(各年5月1日現在)



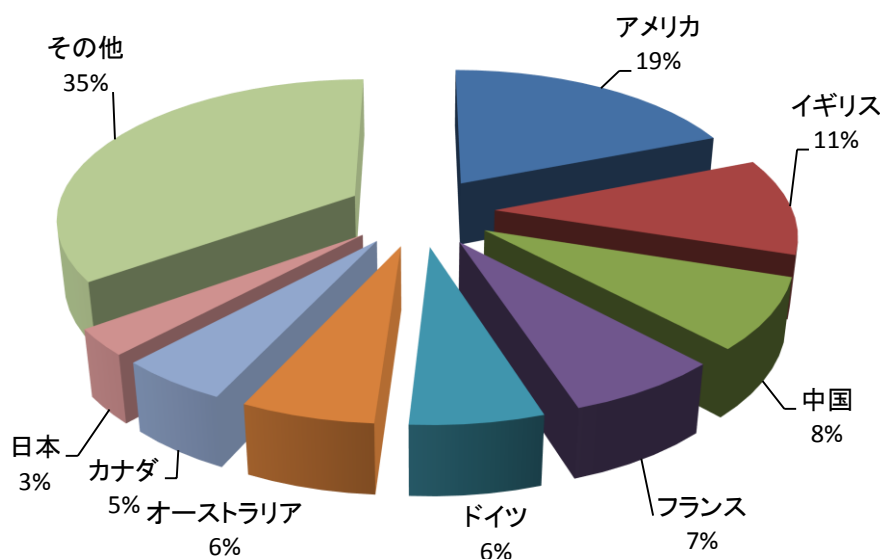
出所) 独立行政法人日本学生支援機構 (2014) 「平成 25 年度外国人留学生在籍状況調査結果」

「留学生10万人計画」を達成した日本政府は、2008年には当時12万人程度であった留学生を2020年までに30万人まで増やすという「留学生30万人計画」を発表した。この計画は、「新たに日本への

「留学生 30 万人計画」を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進める」として、当時の福田首相が第 169 回国会（平成 20 年 1 月）の施政方針演説の中で打ち出したものである。

一方、世界の留学生数は、開発途上国の早い経済成長や高い教育熱などの影響を受け急増している。例えば 1975 年の世界の留学生数は 80 万人程度であったが、2013 年には約 430 万人まで増加した。世界留学市場に占める国別受入割合を見ると、アメリカが 19%で最も高く、次がイギリス（11%）、中国（8%）、フランス（7%）、ドイツ（6%）の順であり、日本が占める割合は約 3%に留まっている。

図 2 世界の留学市場に占める国別受入割合(2012 年)



出所) INSTITUTE OF INTERNATIONAL EDUCATION(2013) *Trends and Global Data 2013*

2—増加している外国人労働者

すでに言及したように留学生の 9 割以上はアジアからの留学生であり、彼らの日本での就職希望は高い。実際、2013 年の労働政策研究・研修機構の調査結果¹によると、留学生の 52.2%が日本での就職を希望しており、2010 年の時点で日本の大学や大学院を卒業（修了）した留学生のうち、3 分の 2 が日本に留まり、そのうち 3 割弱が日本で就職している。彼らを含めた日本で働いている外国人労働者の数は 2013 年 10 月末現在 717,504 人²で、2007 年に届出が義務化されて以来初めて 70 万人を超えている。

少子高齢化が進んでおり、労働力人口が減少している日本の状況から考えると、優秀な外国人人材を確保することは女性や高齢者の就業率を高めることと共に日本が人口減少に対応するために選択できるもう一つの処方箋であることは間違いない。

¹ 中村良二・渡邊博頭（2013）「留学生の就職活動—現状と課題—」労働政策研究・研修機構資料シリーズ No.113

² 厚生労働省（2014）「外国人雇用状況」の届出状況（平成 25 年 10 月末現在）

3—外国人労働者と年金

外国人労働者の受け入れ政策は、メリットやデメリットがあり、賛否両論が対立しているが、本稿では特に外国人労働者と年金の問題について論じたい。

日本には国民年金制度という公的年金制度があり、日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられている。留学生も20歳以上になった場合は例外なく国民年金の適用対象者に含まれる。但し、学生については、「学生納付特例制度」が設けられており、申請すれば在学中の保険料の納付が猶予される。しかしながらこの制度の存在を知らない留学生も多く、たとえ、制度の内容を知っていても「将来、年金を受け取れない」と思い、申請書を出さないケースも多い。では、なぜ彼らは「将来、年金を受け取れない」と思っているのだろうか。それは25年という受給資格期間と関連がある。つまり、日本で老齢年金を受給するためには保険料を納めた期間や加入者であった期間等の合計が少なくとも25年にならないと年金を受け取ることができない。日本人の場合は任意加入という制度が利用できるため、海外に住居を移したり、受給資格期間が足りない場合には、任意で国民年金の保険料を納付し続けることにより、将来年金を受け取ることが可能であるが、外国人の場合は国外へ出た時点で被保険者の資格を失ってしまうので任意加入ができない。保険料を納めた期間や加入者であった期間等の合計が25年にならない状態で海外に住居を移すことになると、日本での年金受給権は発生しないのである。

25年という長い受給資格期間はただ外国人労働者だけの問題ではない。現在、日本では労働力の非正規化が進んでおり、日本人の中でもパートやアルバイト等、将来の雇用が保障されていない不安定雇用が増え続けている。彼らの多くは年金制度に加入しておらず、たとえ加入している場合でも雇用の持続性が保障されていないので、25年という受給資格期間を満たすことはかなり難しいのが現実である。それで、日本政府は年金受給資格期間を現行の25年から10年への短縮を含んだ年金機能強化法を既に成立させ、2015年10月から実施する予定であったが、その前提である消費税率の8%から10%への引上げ時期が先延ばしになったことから、資格期間の短縮も2017年4月に先送りされる可能性が高くなった。

年金の受給資格期間を満たしていない外国人を救済する措置として脱退一時金という仕組みが設けられている。これは日本国籍を有しない者が、国民年金、又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、受給資格のないまま日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、納めた保険料の一部が脱退一時金として支給される仕組みである。問題は支給される脱退一時金の金額が納められた保険料の最大36ヶ月分に制限されていることである。つまり、脱退一時金の対象者である限り、36ヶ月以上保険料を納めても受け取る金額は36ヶ月分を超えない。表1は国民年金の脱退一時金を示しており、最近まで年金の保険料を納めた場合に支給される最大の給付額は274,500円である。これは国庫負担2分の1を除いた36ヶ月分の保険料であることが分かる。

表 1 国民年金の最終保険料納付期間別の脱退一時金の金額

対象月数	最終保険料納付期間別の脱退一時金額											
	2014年4月 から 2015年3月 まで	2013年4月 から 2014年3月 まで	2012年4月 から 2013年3月 まで	2011年4月 から 2012年3月 まで	2010年4月 から 2011年3月 まで	2009年4月 から 2010年3月 まで	2008年4月 から 2009年3月 まで	2007年4月 から 2008年3月 まで	2006年4月 から 2007年3月 まで	2005年4月 から 2006年3月 まで	2004年4月 から 2005年3月 まで	2003年4月 から 2004年3月 まで
6 月以上 12 月未満	45,750 円	45,120 円	44,940 円	45,060 円	45,300 円	43,980 円	43,230 円	42,300 円	41,580 円	40,740 円	39,900 円	35,100 円
12 月以上 18 月未満	91,500 円	90,240 円	89,880 円	90,120 円	90,600 円	87,960 円	86,460 円	84,600 円	83,160 円	81,480 円	79,800 円	70,200 円
18 月以上 24 月未満	137,250 円	135,360 円	134,820 円	135,180 円	135,900 円	131,940 円	129,690 円	126,900 円	124,740 円	122,220 円	119,700 円	105,300 円
24 月以上 30 月未満	183,000 円	180,480 円	179,760 円	180,240 円	181,200 円	175,920 円	172,920 円	169,200 円	166,320 円	162,960 円	159,600 円	140,400 円
30 月以上 36 月未満	228,750 円	225,600 円	224,700 円	225,300 円	226,500 円	219,900 円	216,150 円	211,500 円	207,900 円	203,700 円	199,500 円	175,500 円
36 月以上	274,500 円	270,720 円	269,640 円	270,360 円	271,800 円	263,880 円	259,380 円	253,800 円	249,480 円	244,440 円	239,400 円	210,600 円

出所) 日本年金機構ホームページより作成

一方、厚生年金の脱退一時金は、老齢厚生年金などの年金の受給権を満たしておらず、被保険者期間が6ヶ月以上の日本国籍を有しない外国人が支給対象であり、式1)によりその金額が決められるが、国民年金と同じく、36ヶ月以上保険料を納めても36ヶ月分以上の一時金を受け取ることはできない。つまり、外国人労働者と年金給付の間には36ヶ月という壁が設けられているのである。詳細は式1と表2を参照して頂きたい。

式 1) ①被保険者であった期間の平均標準報酬額 × ②支給率

①被保険者期間であった期間における平均標準報酬額は以下の A+B を合算した額を、全体の被保険者期間の月数で除して得た額。

A：平成15年4月より前の被保険者期間の標準報酬月額に1.3を乗じた額

B：平成15年4月以後の被保険者期間の標準報酬月額および標準賞与額を合算した額

②支給率とは、最終月（資格喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年10月の（最終月が1～8月であれば、前々年10月の保険料率）保険料率に2分の1を乗じた保険料率に表2の数を掛けたもの。

表 2 被保険者期間別掛ける数

被保険者期間	掛ける数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上	36

出所) 日本年金機構ホームページ

4—外国人に働くインセンティブを(36ヶ月という壁の撤廃を)

以上で説明したように日本の年金制度は外国人労働者に日本で長い間働いてもらうために十分なインセンティブも提供しておらず、むしろペナルティに近い制度になっている。新成長戦略では日本の人口が今後減少することを見据えて、大学で外国人留学生を積極的に受け入れ、日本での就職を支援するための方策や、介護などの専門的な分野で外国人労働者の受け入れを推進するための施策を幅広く検討すると主張しているが、外国人労働者が日本の年金制度の実態を理解すれば、長い間日本で働くことを躊躇するに違いない。

日本は現時点で18ヶ国との間で社会保障協定を締結しており、そのうち15ヶ国とは協定が発効済みという状況であるが、協定は本来、保険料の二重納付回避や被保険者期間の通算を目的としたものであり、納付保険料を返納するという趣旨ではない。日本国内に居住する外国人は公的年金制度に強制適用である一方で、36ヶ月を超える被保険者期間分が脱退一時金の算定に反映されないというのは、いくら主要国との間で通算協定が締結されている状況であるとは言え、いささかちぐはぐな規定となっていないだろうか。

そんななか、2020年にはオリンピックの開催が決定しておりそのための労働力確保は急務であるし、介護職員の需要は今後、急速に増加していくであろうことから、今後、多くの外国人労働者が必要になると考えられる。しかしながら、永住の意向のない外国人労働者は、36ヶ月を超えて日本で働いても、現行のしくみでは、超えた期間に対応する年金保険料納付は掛捨てとなるため、36ヶ月を越えて働くインセンティブが大きく削がれるという面がある。36ヶ月ではあまりにも短期間であるため、36ヶ月で帰国となれば、外国人労働者、日本の双方にとって、損失が大きいということになるだろう。

したがって、今後、日本が必要とする外国人の方々に日本で覇気をもって働いてほしいという観点から、脱退一時金給付の算定基礎である36ヶ月という被保険者月数の上限を撤廃することが望まれる。

すなわち、保険料の掛捨てとならないよう、36ヶ月を超えて保険料を納付した場合でも、納付額が返納されるようなしくみを導入すべきではないだろうか。加えて、早期に年金受給資格期間を25年から10年に短縮することが望まれる。年金受給資格期間が25年であると知った外国人の中には絶望的な気分になる者が出てくると思われるからである。

なお、本文でも言及しているが、外国人労働者や留学生が飛躍的に増加している現状を鑑みると、年金受給資格期間の早期短縮(25年から10年)は喫緊の事項であると言えよう。今後の政府の対応に注目したい。